ハ　令第三十二条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 ［(1)・(2)　略］ (3)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ニ　令第四十一条の二の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる情報 (1)　被担保債権の弁済期を証する情報 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報 (3)　令第三十二条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報 ホ　イからニまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ヘ　［略］	［七～三十　略］	備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
ハ　令第三十二条第三項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 ［(1)・(2)　同上］ (3)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ［加える。］ ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ホ　［同上］	［七～三十　同上］	

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二第四項及び第五項の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係） **第二条**　法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。 ［一～三　略］	（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係） **第二条**　［同上］ ［一～三　同上］